

## 第三者評価結果

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約等を踏まえ、理念、基本方針を基盤に「生命の保持」「食に対する興味・意欲を育てる」といった項目を盛り込み、保育所の理念も明示されていますが、エリア園長会で協議した内容を原案として、主任を中心に作成したものを職員が確認するという段取りであるため、「職員の参画はあるか」という点では不十分です。全体的計画は複数の保育所共有のためか地域性・独自性が見られず、また定期評価もありません。職員が協議に加わらず幹部で策定していることが指導計画との連動が薄いことと関係していると推察され、適正な運営が苦慮されるものとして課題です。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎は線路と国道に挟まれた場所に立地していますが、二重ガラスとしていることから電車や車が通っても音は入ってきません。保育室は棚やマットを活用して活動と寛ぎのスペースそれぞれ確保し、また家具は木材のものを中心に揃え、発達に合わせた保育の導線を考慮しつつロッカーや絵本の棚を置くほか、年齢に合った絵本や玩具の選定は専任者として絵本担当と玩具担当が配置され、居心地の良さを担保しています。手洗い場やトイレは「衛生薬品・清掃マニュアル」に沿って毎日の清掃・消毒で清潔が保てるよう取組み、また設備の安全については本部による検査機会を定めていますが、遊具は園内でこまめな点検があることを望みます。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園前には保護者面談をおこない、さらに子どもの成育歴や家庭状況の把握を進めるためにも児童票と児童健康台帳の作成を保護者に依頼、個人ファイルに綴じ込み職員間で共有しています。表現する力が十分でない子どもに対しては、表情やしぐさから気持ちを汲み取って保育者が言葉に表してみることで、思いを確認しています。本件については家庭的な保育を目指している姿勢が大きく寄与、保育者が他クラスの子どものことも把握できていて名前でも声かけができ、さらに保育者同士がお互いの得意、不得意を理解して支え合える態勢が保育の場にもよりよく反映しています。日本語を理解できない子どもには日本語の意味を母国語に訳せる子どもの力を借りる場面も少なくなく、期せずして保育者と子どもの協働作業にも結ばれています。</p>		
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭の生活リズムに慣れ親しんでしまい就寝時間が遅い子どもや、過保護の影響で着替えさせてもらうのを待っている姿も入園当初には見られますが、保護者は連絡ノートや送迎の機会を通じて保育者からの提案に呼応くださり、基本的な生活習慣の確立に向け家庭と協力し合っています。例えばトイレトレーニングは排尿間隔・排泄の様子を経過記録に残し、一人ひとりのペースに合わせて家庭と連携を図りながら、無理強いせずに進めています。衣服の着脱においてもボタンは「一つはめてあげるから、あとは頑張ろう」と段階を踏み、できるようになったら表裏の治し方や、畳み方など個々の習得に応じて「～までにできるかな」と目標を設定するなど、自分でやろうとする気持ちを尊重して援助しています。歯磨きや食育は紙芝居などで子どもの理解を促進しています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的に子どもの声を尊重しつつ、遊びやそれに係る玩具を決めており、合同保育では異年齢とのやりとりから普段使わない玩具を覚えていくこともあります。遊びの場は様々で、園庭のほか屋上園庭でのかけっこや、保育室のパーテーションを全て広げてのサーキット遊び、保育者考案の座ってできる鬼ごっこで体を動かす機会を拡げ、順番を守ることや勝敗がつくような遊びの展開で思いやる気持ちや、友だちの意見を受け止める事の喜びを経験できるように援助しています。近隣の公園では四季の草花や虫とのふれあいもあり、園医から届けられたカブトムシの卵は幼児クラスで一つずつ飼育して成長を観察するほか、親交のあるENEOSで教えてもらった横断歩道を渡るときの指差し確認は早速散歩で実践していて頼もしい限りですが、様々な表現活動については未だ開拓の余地があります。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>畳のスペースや床暖房が備わり、長時間快適に過ごせる環境を整えている一方で、保育者の配置が難しい状況と月齢が高いことが相まって、現在0歳児2名は担当保育者とともに1歳児10名と過ごすことが増えています。応答的な関りを心掛け、午睡では傍に寄り添い寝かしつけ、膝の上で絵本の読み聞かせをおこない、1対1の時間の中で愛着関係を深め、絵具やクレヨンを用いて指先や足裏での表現遊び、マットで傾斜を体感する遊びを支援しています。食事に関しては段階をあげる時には、栄養士に咀嚼の状況を確認してもらい、ご家庭では食材のチェックを進めてもらうなど随時連携を図っています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「時間に余裕をもち待つことも大切にする」ことは自分でしようとする気持ちを尊重することにつながり、「走る・跳ぶ・登る・ぐるなどの全身運動」は子どもの自発性を養うことに実っています。保育者は友だちの気持ちを代弁したり、玩具の貸借などが身につくよう援助するほか、言葉のやりとりが不十分なことから生じる、叩いた(噛んだ)、叩かれた(噛まれた)といったトラブルも他者への関心の一つとして寛容に受け止め、双方の立場における尊厳を護るよう言葉をかけています。朝夕の合同保育や土曜日保育では異年齢交流が叶い、栄養士に食事の巡回を実施してもらうなど保育者以外の関わりにも配慮しています。2歳児は乳児から幼児に移行する時期でもある為、トイレトレーニングや食具については「園だより特別号」を発行して、保護者との連携を高めています。一人ひとりの子どもの状況に応じてについては向上の余地があります。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳児は生活習慣を身に付け、自分でできることを少しずつ増やし、友だちや保育者とのごっこ遊びを通して他者との関りが持てるように働きかけ、4歳児は集団生活のルールを理解しながら、自分の意思を相手に伝えられるよう、さらに5歳児は運動会やお遊戯会などの行事演目を通して振り付けや台詞を考え、友だちと協力して一つのものを作り上げる楽しさや達成感が味わえるよう、発達の段階を考慮しつつできること、味わえることを増やせるよう支援しています。また異年齢での活動では、年長児が下の子どもに教えることや、逆にあこがれが意欲に結ばれるよう働きかけています。保護者に対してはポートフォリオやドキュメンテーションで活動の流れを伝えていますが、地域や就学先の小学校へ伝える工夫については不十分です。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>玄関に多少の段差はあるものの、廊下は広く車いすがそのまま入室することもできます。多目的トイレは設備されていますが、3階建ての園舎にエレベーターはありません。障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けて長期的な見通しを持って保育をおこない、また連絡ノートでのやり取りに留まらず地域の療育センター通所後には担当・園長・主任同席のもと保護者と面談の場を持ち、子どもの生活のしやすさについて検討を重ねています。地域療育センターの巡回訪問における助言のほか、対応に悩んだ時には電話で即時解決につなげています。在園保護者には重要事項説明書の配付を通じて障害児保育をおこなうことを伝えていますが、姿勢や留意点の説明を手厚くするとともに職員の知識研鑽も併せて高めていくことを期待します。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>デイリープログラムや週のカリキュラム(週案)は見通しをもって過ごせるようゆったりとしたものになっています。子どもが不安なくゆったりと家庭的な雰囲気の中で過ごせるように気持ちに寄り添い、異年齢児と一緒に過ごす時間帯がある場合には約束事を伝えて安全に配慮し、提供する玩具の種類にも気遣っています。希望による軽食や夕食は2日前までの連絡とはなっていますが、事情があるときは当日昼まで対応し、家庭での食事をどうするかといった事柄は連絡帳で双方確認しています。各クラスにある「引き継ぎノート」が、延長保育における交代制シフトのデメリットを補完、また普段の関わりが少ない担任以外の保育者との会話をもつ機会にもなっています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画の中にある「小学校の円滑な接続」の内容は汎用的ですが、5歳児の年間指導計画には「言葉や文字、記号に関心をもつ(Ⅲ期)→身近な文字や数字に触れ、遊びに取入れて楽しむ(Ⅳ期)」と、段階を踏んで就学へつなげていることが読み取れるほか、人の話を最後まで静かに聞く練習として椅子に座っての活動を増やしています。近隣の小学校との交流会が今年度は中止となりましたが、嬉しい事に小学校生活が思い描けるような手作り絵本が小学生のお兄さん、お姉さんたちから届いています。幼保小連絡会議では就学先の小学校から直接聞き取りをおこない、保護者には留意点を添えて小学校に通うタイムスケジュールを掲載した手紙を配付して、家庭と小学校をつないでいます。保育所児童保育要録は担任が作成し、園長・主任が見直しています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人統合を経て書式が混在しており、健康管理マニュアルと呼べるものが1本化されていませんが、重要事項説明書の中にある「健康診断・健康管理について」が一つの目安として在ります。既存症などが入園前面談や児童票・児童健康台帳にて把握され、年度末にはそれら帳票を保護者に戻し、年間の健康に係る動きを記載してもらうようにしています。日々の保育では、家庭での検温と体調確認を経て、保育者が改めて検温・視診のうえ引継ぎノートに記録、担任以外でも状況確認できるようにするとともに、子どもに体調変化があれば保護者に伝え、事後の確認もおこなっています。年度の「保健指導計画」を策定、アレルギーや肘内障など先天性疾患に関しては一覧として各クラスに配付するほか、SIDSは「マニュアル・研修・保護者への説明・あおむけ寝の徹底とプレスチェック等」体制を整備し、職員全員が救命救急講習を受講しています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康診断・歯科検診を年2回実施のほか、幼児クラスが尿検査(年1回)、3・4歳児は視聴覚検査(年1回)をおこない、毎月の身体測定も含む全てを児童健康台帳に記載しています。身体計測値の報告は毎月必ず、診断・検診結果は即日保護者にお知らせして、情報を共有しています。ほかにも保護者には看護師の文責にて毎月「ほけんだより」が渡されており、「12月:咳エチケット」など時節に合わせたテーマで作成されています。健康診断・歯科健診の結果は手洗い指導や歯科衛生士の歯磨き指導に反映されていますが、子どもに「病気の予防に必要な活動に進んで取り組むことへの理解を促し、年間を通して健康に関心が持てる」取り組みについては十分ではありません。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>主治医の指示のもとアレルギーに係る診断書類(生活管理指導表など)を保護者には提出してもらったうえで、担任と栄養士が保護者との面談をもち、「食物アレルギー対応マニュアル」に照らして確認しています。アレルギー児の献立は個別に用意し、個有のトレイにて「配膳は必ず正規職員」としています。調理室と直接の授受の場で改めてメニューを読み上げ確認、クラスで他職員に伝えて確認、最後に子どもに前においても再確認と、トリプルチェックとしています。子どもには別のテーブルで食事をしている理由等都度説明をしていますが、保護者には特段おこなっていません。また階層別研修や外部研修で入手した知識は、学んだ者が園内研修において伝達講習をおこなってはいるものの、習熟度の確認はされていません。命に係わることのため、この点は他の学習と並びとせず、何らかの仕組みをつくることを期待します。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「食育年間計画」に基づき、幼児クラス中心に夏野菜の栽培をおこない、お楽しみ会のカレーのトッピングとして楽しむ機会を設け、保護者からは苦手な野菜の聞き取り確認をして意見を取り入れ、克服したときは大いに褒めて子どもの自信に突っ込んでいます。一人ひとりにあった形状かを保育者と栄養士で視認、連絡帳や送迎時に保護者にも投げかけ、スプーンの上に食材をのせて自分で口に運ぶ練習とし、発達にあった食具を用意して子どもの成長に合わせています。また陶器の食器をつかう中で「物を大事に扱うことの大切さ」を伝える一方で、食べにくそうな様子が見られた場合には臨機に変更を検討しています。</p> <p>食の細い子どもには、栄養士と保護者の意見も確認のうえ、「完食できた！みんなと一緒にごちそうさまが出来た！」という喜びが味わえるよう提供する量を調整するほか、食べられた達成感を個人シートに好きなシールを貼ることで体現させ、食に向き合う楽しさと有用感を支援しています。</p>		

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園前面談で入手した家庭での食事の様子や形態を考慮しつつ、0、1歳児の献立は年齢で判断せず、一人ひとり咀嚼の発育に基づき保育者と栄養士で段階を上げていくようにしています。スタッフミーティングでは「人気メニュー、苦手メニュー」「適量だったのか」が共有され、栄養士は定期的に各クラスの食事の様子を確認するほか、子どもが苦手な食材は星形にするなどの工夫を施しています。旬の食材をつかうよう配慮するほか、端午の節句にはこいのぼりのケチャップライス、七夕ではお星さまそうめん、節分の日には恵方巻と、行事食も豊富です。給食室内の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に基づき栄養士中心で取り組んでいます。今後は、全体の残食や個々の食に課題のある子どもの食べる量を記録に残していくなどの数値把握があることを期待します。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児と幼児で連絡帳のタイプは異なるも、家庭と園との情報交換の要として機能しています。乳児クラスは連絡帳とともに、複数担任ということで殆どの保護者と保育者が会話をもつことができます。幼児クラスには必ず保護者と顔を合わせるのも難しいことから、全体への活動内容をポートフォリオとする取組みを敷きましたが、クラス担任の判断に任せている為アップは不定期で、保護者に確実に届けるには至っていません。毎年5月には、年度の目標や入園・進級後の子どもの姿を担任から保護者に伝えていきます(今年度は新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言発令の為、断念している)。園だよりでは現在の子どもの姿と合わせて教育・保育について発信、保護者参加の行事(運動会・発表会・遠足)で子どもの成長や挑戦している様子が伝わるよう計らい、本年は遠足については「遠足ごっこ」として縮小実施しています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者の表情など様子から保育者側から声をかけるよう努め、また送迎時のコミュニケーションの中で子どもの様子が伝わるよう働きかけていることは、保護者の「子育てのパートナーだと思っている」との言葉が裏付けています。保護者との面談は年1回で、予め定めて公休を取りやすいよう配慮するとともに、それでも難しい場合は園側で日程を保護者に合わせています。保護者からの相談対応に迷いが生じた場合は曖昧にせず、「園長(または主任)に確認してからお答えする」という体制が徹底されるとともに、個人面談記録は一人ひとり残すことも欠かしません。また外国籍の保護者2割との現状を職員も憂慮し、保育所の生活で必要となる単語を英語や中国語で掲示するなど環境を整え、保育所の生活に慣れた頃からは、今後の日本での生活を見通して日本語の意味を教えています。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

登園時の服装、喫食や睡眠の状況、着替えでの身体状況の観察、養育環境の変化のほか、子どもの表情・行動・つぶやき等見逃さないように関わり、虐待の兆候を保育者は理解のうえ場面毎に確認して些細なことでも職員間で共有、必要に応じて写真を撮るなどの記録の確保にも余念がありません。保護者のサポートが必要だと感じた時には、電話やメールも含めて意識的に丁寧に関わり、面談をするなどコミュニケーションをとることを心がけ、土曜日保育を勧めたり、汚れた衣服を洗濯したり、保護者が少しでもリフレッシュして子どもと関われるよう、保育所で出来ることを考えています。虐待が疑われる段階まで及んだ場合は児童虐待マニュアルに照らして順次進め、また横浜市中心児童相談所・神奈川区の保健師(当園担当)と連絡を取り合う体制も整っています。職員会議にて虐待等権利侵害が疑われる子どもへの意識を持つように投げかけが半期に1度ほどあるものの、今後は年度の研修計画に本件を位置付けることを期待します。

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> クラス内では学び合いがありますが、毎日の日誌を他クラスの保育者が目にする事はほとんどなく、保育者が協議を通じて主体的に自らの保育実践を振り返る場の設定はないことは課題です。年2回半期毎に実施のうえ、ホームページに掲載する保育所の自己評価においても、園長と主任のみでおこなっており、保育所全体の取組みに至っていません。そのため、「年度末に自己評価から保育所としての保育実践に関する課題を明確にし、次年度に生かす方向性を作れるように働きかけていく」ことを現状の目標としています。地域の他園の取組みを積極的に収集することや、公開保育や参加会(保護者が育者としてクラスに入る)などの運用で開かれた保育所となることを期待します。		